

第26回 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会	
開催日時	令和7年11月28日(金) 午前10時00分
出席議員	委員長:武道修司 副委員長:宗裕 委員:工藤久司 委員:池亀豊 委員:吉元健人
欠席議員	委員:田原宗憲
事務局職員	局長:桑野智 係長:瀬戸美里
オブザーバー	代表監査委員:小出正貴

午前10時00分開会

○委員長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより第26回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を開催いたします。

本日の内容ですが、事務打合せ、それと最終報告書、今日は小出監査委員さんにお出席をしていただいて、監査の状況等を踏まえて意見交換ができればなという形で急遽出席をしていただいております。小出監査委員さん、本当にお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、早速協議事項に入りたいと思います。

まず、事務打合せというふうに協議事項を上に書いていますけど、事務打合せはちょっとその後にしたいと思います。スケジュールの関係とか今後の流れがありますんで、まず最終報告書について進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（武道 修司君） 今、お手元に最終報告書の原案をお配りしています。まずはこれ、かなり修正をしないといけない部分がありますので、皆さん気が気づいたところがあればその都度言っていただければと思います。

まず、表紙1ページで、「最終報告書」という言葉でしています。中間報告書にしましたんで、「最終報告書」がいいかなというふうにしています。「報告書」だけにしようかなというふうに思ったんですが、中間報告書がありましたので、やっぱり報告書だけじゃちょっと分かりにくくなったらいけないなということで、「最終」という言葉をつけたほうがということでしています。

次に、2ページをお開きください。

真ん中辺の証人の出頭等で、（3）参考人として出頭を求めた者、意見等を求めた事項ということで、ここ町長、副町長が参考人として出席をしていただきましたので、その部分の記載を後のページで出てきますんで、目次のほうに入れています。

それと7番の、その一番下になります調査の内容及び委員会としての判断ということで、町長、副町長は参考人としてこの前来ていただきましたけど、その前に証人喚問も行っています。

11番に副町長、12番に町長という項目を入れて、その部分も記載をしていきたいというふうに思っています。それも後のページに載っていますんで、よろしくお願ひをいたします。

それと総括の関係で、後からちょっとお話ししようと思うのですが、ユーチューブに載せるようになったいきさつとか、そういう部分はちょっと書こうかなと思っています。今、この中にはまだ書いていません。昨日時間がなくて、そこまではできなかったんで、その部分は加筆、加えていきたいなというふうに思っています。

それとそのページの一番下、今、添付資料ということでしていますけど、この添付資料で、先日、5月1日の財務規則というか、随意契約に関する手続ということで、企画財政課のほうが職員に配っている資料の中の一部を添付しようと思っています。実際行政がちゅうか、企画財政課のほうがこういうふうな指導で、こういうふうにちゃんとするんだよということもやってたということをやはりしないと、最初から何か不正を全体的にやっていたみたいな感じになると、町の信頼とかそういうことにも引っかかってくるのかなというふうにありますんで、それと、町としてはこういうふうな方針でしていたにもかかわらず、こういうふうな処理をした関係で問題が起きたんだということも、それで分かるのかなというふうに思いますんで、その分を添付したいというふうに思います。それは添付資料です。

4ページです。これは、もう前回と同じです。これ、流れですね。

次のページ、すいません、も一緒に。

その次のページで第15回から、6ページですね。第15回からが加筆をした部分になります。ちょっと赤字でしてませんけど、その部分から次のページの、今日が26回ですから、26回まで一応書いてます。27回、28回まで行くのかなというふうに思っています。

後からちょっとお話ししますけど、12月の1日、2日、ここでもう最終的に委員会を終わればなというふうにちょっと思っています。ここはまたちょっと皆さんと相談をするところです。

次のページは、もう前回と同じです。

9ページも一緒に。

10ページ、11ページが一緒に。

12ページの赤文字の都市政策課のU証人のところから、新たに証人喚問でした内容です。9月の8日1時半で、分割発注の契約があるが、説明をということで、畳の処分手数料と床工事ということでしています。業者の選定はどのように決めているのかとか、あと修理金額の妥当性、ベランダネット、フロア貼り替え、畳の撤去などの基準額の設定とか、あと9万9,000円が多い理由ということで質問をしています。

次のページが上下水道課のT証人、9月の8日1時半からです。同じようにこのような質問をします。これは通告の部分になりますんで、後から皆さんのはうでというか、代表質問終わった後のいろんな質問が出てますけど、それをまとめて書くというと膨大になりますんで、代表質問の部分だけにさせてもらっています。

次が八野副町長です。どういうふうな質問をしたかということを書いています。

次が新川町長です。9月の18日、これが私、日にちが間違てるんやないかなと思って、10時からと、1時からやなかつた。午後からよね。ちょっとまた確認をします。私が打ち間違えかなというふうに思っています。

それと、次が繁永証人です。10月の31日10時から。リサイクルのE証人が11時から、下田証人が午後1時からということですけど、これももしかしたら時間がちょっと違つたかなというふうに思いますので、時間の確認はまた再度させていただきたいというふうに思います。

それと、次に書面による質問を求めた者ということで、証言の（カイケイ）です。早く言えば文書尋問です。住民生活のS係員、出頭を求めたというか、言葉をこれ今「出頭」というふうにしますけど、文書を求めたとか何か、ちょっとそこは修正をしたいなというふうに思います。

その下は、証言を求めた事項及び回答というのは、これは文書尋問なんで、証言でここはいいかなというふうに思っています。質問事項を書いて、その後に回答ということです。これ質問、回答、質問、回答ということで載せていくつています。

次が内山証人です。同じように質問、回答、質問、回答でずっと載せています。

17ページに、ここは信栄ソリューションのほうから、なるべく名前がということでありましたんで「SS」という、太新工業に関しても「T工業」という格好でありますんで、そのような書き方の最終的な最終報告の記載にしようかなと、それと、前回のときにも決定をしてましたが、職員で係長以下というか、管理職以外の職員に関してはイニシャルでというふうにしてましたんで、そのような形で取り計らいを前回と同じような流れでいきたいと思っています。

18ページです。

同じようにT工業株式会社のA氏という格好で、文書尋問の回答をしています。この中で、真ん中辺です。回答の中で、T工業が購入しましたということで、その上に書いてるように、令和5年の1月中旬ごろに、築上町清掃センターの補佐からクレーン用操作レバーの購入の依頼があり、購入手配をしましたT工業株式会社が購入しましたということで連絡を受けてます。

次に参考人の関係です。19ページ、八野副町長の部分の質問事項、次に新川町長の質問事項が加筆を、追加がなっている部分です。

次から、20ページから資料の関係です。これはもう資料請求した関係なので、ずっと同じになります。

33ページです。

33ページの10番からが新たに加わった部分になります。8月27日請求分ということで載せています。これからずっと資料請求で提出を求める記録ということで載せています。

ずっと行ってください。これはもう実際した部分になりますんで、これは後で事務局のほうに日にちとか内容とか、そういうのはチェックしていただこうと思います。

37ページ、お願ひいたします。

委員の派遣ということで、8月21日です。これは、築城の浄化センターと椎田北部の浄化セ

ンターに現地確認に行ったという記録です。

それと、10月3日の日に有機液肥製造施設とクローラーの確認を行ったという関係の現地調査での報告です。

次に随意契約に、ここからです。ここからが調査の内容と委員としての判断という格好で、これからちょっと時間がかかるかと思いますんでよろしくお願ひをいたします。

随意契約の集計については、前回のものに赤文字を追加します。公平性の観点から是正が必要と考える。町長、副町長ともに公平性の必要性は見つめているということです。

次の上下水道も同じです。ここは一番下の部分、上までは、黒文字までは前回です。赤文字からです。

椎田北部浄化センターの流入ポンプ、非常用エンジンポンプは放置の状態で、流入ポンプ、非常時エンジンポンプを整備していれば緊急対応もでき、3年も使用していない流入ポンプを購入する必要はなかったと考える。

椎田北部浄化センターの施設管理は有限会社H社が行っているが、流入ポンプの交換は株式会社エス・ティ・産業が行っていた。西高塚下水処理場の施設管理も有限会社H社が行っているが、放流ポンプの商品購入は株式会社エス・ティ・産業が行い、交換修理は有限会社H社が行っている。

椎田北部浄化センターと西高塚下水処理場の対応の違いに疑問が残り、緊急を理由に1者随意契約の正当性は疑問があるということで載せています。

築城浄化センターは、自家発電機のオイル、オイルエレメント、燃料エレメント、不凍結剤を毎年交換している。他の施設については、オイル交換等は何年も行っていない。毎月、九州電気管理技術者協会の検査では、オイルの状況は良となっている。

当事者は、金額や頻度、交換部品については、今後内容をしっかりと精査するとの回答もあったということで、これは田村係員から聞いたところです。

次に都市政策課です。同じようなことで前と、黒の部分が前に載せていた分です。後の分で、畠の部屋をフローリングにする工事にもかかわらず、フローリング工事が先に行われ、その後に畠の処分が行われていた。実際の工事と逆の処理になっていた。明らかに分割発注の処理と言わざるを得ない。また、契約金額の妥当性の判断が不明瞭であったという形で書いています。

産業課です。ちょっとここは前回と、修正をしたりダブったりしている部分がありますんで、一番頭の部分は前と一緒です。

赤文字から言います。下田課長補佐は「書類を確認してもらい、代わりに印鑑を押した」との証言があった。起案者の名前をT氏で——これ竹本さんですね、T氏で書類を作成し、T氏に確認をしてもらい、代わりに印鑑を押す行為は極めて不適切である。また、書類を見せて確認をす

るのであれば、その場で印鑑の押印ができるし、口頭での確認であれば、あるまじき行為である。

T氏は、見積りの開封立会人になった記憶があまりなく、印鑑を押した覚えがあまりないと証言をして、この点も食い違っている。下田課長補佐の証言では、一緒に開封するのではなく、「後から見てもらった」や、「同じ部屋にいた」と証言した。企画財政課が配付している事務手順とは大きくかけ離れている。

ここはずっと、黒文字はクローラーの経過を書いています。

赤文字行きます。

産業課長であれば分からぬわけがなく、「当時忙しく、現地確認や現物確認をしなくて書類を作成した」と証言、「写真や書類だけを見て印鑑を押した」や、「この修理のことはよく覚えていない」というような証言をされ、疑義がある。

また、立会人に2人の職員と株式会社エス・ティ・産業代表取締役繁永千榮子氏が立会したとの記入があるが、現地確認や現物確認をしてなければ、虚偽の書類を作成したことになる。

令和7年10月31日の証人喚問で、株式会社エス・ティ・産業、繁永氏と下田課長補佐は、令和4年10月11日に修理をしたことを認めている。実際にフォークリフトを操作し、載せ換えた現場の人の話や、写真に当時散布業務をしていた共立メンテナンスの社員が写っており、その方々の証言や作業日報、交換したポンプや過去に載っていたポンプの形状を考慮すれば、10月11日に——「に」が抜けてますね、に故障が分かり、その日に修理が完了し、架台の加工はなかったと推察できる。結果、いい加減な事務処理をし、いい加減な履行確認書を作成したと言わざるを得ない。

また、業者からの提出書類の日付は空白で提出され、職員が記入していた。これは、下田課長補佐からのほうも、証言でいただいている。黒文字のところを飛ばします。

令和7年から有機液肥製造施設（第2）運転委託業務は、1者随意契約で担当者と株式会社エス・ティ・産業の繁永氏と相談していたと証言があった。また、八野副町長は9月議会定例会においても相談をしていたと認識していた。運転委託業務の契約については、公平性はなく、不透明で適切な処理が行われたとは言いがたい状況である。

この後ろに、こういうふうな問題が引っかかってくるんではないかという法律の部分を載せてあります。早く言やあ官製談合です。それと虚偽公文書偽造、それともし架台の修理とか実際修理を共立メンテナンスの人たちがしたということになると、業務上横領罪及び帮助というふうな形になるということで載せています。

先日の町長、副町長、その前の3人の元課長、課長、総務課長と企画財政課長もですけど、そのときに出した、添付した書類です。

皆さんもちょっと見ていただいていたと思いますが、10月11日に工事完了で、規案から流

れを書いてます。下に業務担当者、業者、担当者と液肥散布業者が10月11日に修理したとの証言、これはもう証人喚問で皆さん認めてますんで、ただ、架台のことは書いてません。架台は、その前に持って帰って修理したというふうな話もありましたけど、証拠もなければ何もない。繁永氏と下田氏がそういうふうな発言をしましたが、実際、作業日報でもそういうふうな事実もなければ、証言とか、あと実際下ろして載せるという行為が、現実的にはちょっとあり得ない状況があるということで、その分は載せていません。

修理後に書類の作成を行っているということは、これもう確かです。液肥散布業務従業員が主に修理したと、これは現地の調査時にも証言をいただいております。証人喚問でもいただいておりますが、それを記入します。

ポンプの載せ替え時にフォークリフトを運転していたと、液肥散布業者の従業員が証言をしています。下ろして載せて、フォークリフトの運転を私がしましたということで、現地調査のときに確認をしています。

修理の内容と支払いの内容が一致していないということで、これは、架台の関係は一致していないというふうに言わざるを得ないかなということと、実際現場の人たちが修理を手伝ったんであれば、この修理自体の金額が適正かといいかがなものかなということと、結果的に1人で来てやったということで、これは下田証人、繁永証人からも受けますけど、実際1人で来てできる作業ではなかったんではないかなと、フォークリフト等も必要になってきますんで、現場のフォークリフトを使ってするということの請求自体が起きているというのもいかがなものかなということで、内容が一致していないというふうにしています。

次に住民生活課です。緊急を理由に1者随意契約が多く見られるということで、黒文字のところは前回書いていた内容です。

赤文字に行きます。

しかし、時間外の状況は、5月の連休明けやお盆、正月——これは内山補佐が、休日とか時間外で調整したという話からです。時間外の状況は、5月の連休明けやお盆、正月明けのごみが多く出される時期に稼働時間が多くなっている傾向があった。修理時間との整合性はなく、T工業株式会社の下請が多く、施設管理業務で働いている社員が修理をしているのは確実に重複している。

また、平成28年——「度」が抜けています。平成28年度、29年度は、時間外を払う契約をしているが、その後は契約書において時間外を支払うようになっていないため、その説明には少し疑問がある。町長、副町長、企画財政課長も重複していることは認めている。

起案日や見積書の取得、契約書の作成より前に修理が終わっているにもかかわらず、2者の見積りをしている。1者見積りでは指摘される可能性があり、体裁を整えようと偽装した疑いがあ

る。事務処理は14件あるとの証言があり、資料の提出ももらっている。

また、業者からの提出書類の日付は空白が多く、職員が記入していた。これは、もう内山証人も柴田さんからも証言いただいているし、業者からも全て空白で出してたっていう証言いただいてますんで、これはもう皆さんが合致している内容です。

RDF施設破袋機歯替え工事については、2者の見積りの提出がされる前に修理を着工し、工事請負契約書を作成する前に工事が完了している。1か月後に変更契約の書類を作成している。

また、株式会社エス・ティ・産業とT工業株式会社の協力会社で見積りをしている。町長も、2者見積りをする必要がなく、不適切な事務処理であると認識され、言語道断で行政処分の対象になると発言をしました。

株式会社エス・ティ・産業とT工業株式会社の協力会社での見積りが多く、事務処理に疑問が残る。

ごみクレーン用操作レバー取替えについては、実際の修理は令和5年3月25日に修理完了しているが、令和5年4月4日に規案をしている。その後に2者の見積りを取得し、処理をしている。操作レバーの取得は、令和5年1月にT工業株式会社に取得の依頼をしている。既に1月には、修理する業者は決まっていた。その後、年度を超えた事務処理をしていることは問題である。町長の認識も同じであったということですけど、これは証人喚問で町長もそういうふうに認めましたんで。また、内山課長補佐は1者の業者が2者分の見積りを持ってきたことがあると証言し、飲食は特定業者と数回行ったことがあると証言をしましたということは、これは前回のとおりです。

同じように、談合の関係、虚偽公文書偽造を書いています。これは横領の部分に関しては、二重払い、重複、これは実際犯罪なのかどうかちゅうのは別ですよ。重複して払ってたということは、もう町長、副町長も認めてますから、人件費分がダブっていたということは明らかな部分になりましたんで、そのまま書いていいかなというふうに思っています。

それと、先ほどの部分も、今回もそうですけど、ちょっと有印私文書偽造の部分も引っかかってくるかなと。業者の書類に日付を入れる行為が有印私文書偽造になるのかどうなのか。日付を変えてますから、本来この日という、終了した日じゃない日にちを入れてるとことになると、有印私文書偽造になるかなというふうに思ってますんで、その部分も加筆をしないといけないかなというふうに思っています。

同じように資料2をつけてます。起案が10月21日で、見積書の依頼が10月の24日、見積書の提出がある前に工事を開始している。見積りの提出、開封作業が終わって、見積りの結果報告のときには既に工事は完了している。その2日後の11月1日から工事契約の書類を作成し、12月2日には追加工事の契約書の作成をしている。全然でたらめなという状況で、これは、町

長、副町長もこれはちょっとということでした。

次に、ごみクレーン用の操作レバーの取得についてということで、3月25日に工事完了ですと書いています。

下に、操作レバーは令和5年5月中旬頃に課長補佐が依頼し、T工業株式会社が購入していたというふうにしています。その上の部分には、有印私文書偽造ということの言葉はちょっと入れています。

この表の一番上の部分に、一番下に書いている令和5年1月中旬に課長補佐が依頼し、T工業が購入していたという部分のを入れようかどうかということで、今ちょっと悩んでいるところです。

次に、学校教育課、生涯学習課、企画財政課、会計課、それとエス・ティ・産業、公益通報に関しては、中間報告書以降にはほぼ調査をしていません。というか、そこで、それ以降についてはそのままありますんで、そのまでいきたいなというふうに思っています。もし修正する部分があれば言っていただきたいというふうに思います。

それと、先ほどちょっとお話しした、次から八野副町長と新川町長の分です。全てが全て載せられるわけではありませんので、ほんの一部を載せてます。

八野副町長、公益通報に関しては内部告発があったとの認識はなく、築上町公益通報者保護制度実施要綱に記載している総務課の担当窓口での対応をしてなく、当事者職員には厳しい対応であったと言わざるを得ない。業務態度と内部告発は別の問題であり、極めて不適切な対応であったと考える。業者選定についても、納得できる答弁はなかった。

しかし、令和7年1月18日の参考人では、人事のことについては問題があったと発言をされた。また、事務処理についても不適切な処理があったと認められ、今後改善したいと言われていた。

次に新川町長です。株式会社エス・ティ・産業の繁永氏の地方公務員法違反については、当時は問題があるとの認識はなかったとのこと。中間報告書に書かれていることは、財務規則上問題がないと発言していた。

しかし、令和7年1月18日の参考人では、不適切な事務処理をしている、財務規則等を見直し対応したい、職員に対しては言語同談で、懲戒委員会にかけて対応すると発言をされました。今後は、第三者委員会はしないし、刑事告発もしないと発言もされています。

総括です。ここは前回とかなり重なっているところありますけども、そのまま全部読みます。

全体的に分割発注と思われる契約があり、職員は、今言わればということで、工事、物品購入、修理等を10万円未満にする処理をしていたと考える。また、随意契約の金額の妥当性、業者選定の不公平、事務処理の不透明などが見受けられ、事務改善や研修等は必要と考えられる。

2者以上の見積りが必要な場合において、緊急を理由として1者の見積りの随意契約が多く見られる。緊急の理由についても疑義があるものが多い。

住民生活課と産業課においては、協力会社の関係にある業者2者で見積り、入札を行っている。また、どちらかの1者が2者分の見積りを持参した証言もあった。

RDF施設では、緊急の修理を実施した日付が、起案日より前で修理が終わっているにもかかわらず、2者、株式会社エス・ティ・産業とT工業株式会社が協力会社の見積書を取得し、修理をしたのが株式会社エス・ティ・産業で、T工業株式会社が受注している案件も確認できた。

起案日や見積書の取得や契約書類作成の前に修理が終わっているにもかかわらず、2者の見積りをしている。1者見積りでは指摘される可能性があり、体裁を整えようと偽装した疑いがある。事務処理は14件あると証言があり、資料の提出ももらっている。

また、業者からの提出書類の日付は空白が多く、職員が記入していた。特に見積書の日付の記入は極めて不適切であり、不正の根源である。

年度を超えた事務処理や部品の発注後に工事を行い、その後に2者の見積りを取得するなど不適切な事務処理があった。（不正な事務処理）、このことは新川町長も言語道断と発言をしている。

RDF施設、リサイクルセンター、液肥センターは、管理業務委託を株式会社エス・ティ・産業と契約しているが、施設管理業務で働いている職員が施設修理をした場合にも修繕費等の請求をしており……、ここ「請求をしており」ちゅうか、「支払いをしており」のほうがいいかなというふうに思っています。人件費分を重複で支払っている可能性がある。

時間外や休日出勤で時間の調整をしているので、重複していないとの証言があったが、その証明はできていないし、契約上はそのようになっていない。このことについては、町長、副町長とともに不適切と認めている。

有機液肥製造施設のクローラー車、液肥散布車の修理は、修理をしたのは散布業務をしていた人たちとの証言があった。証言（Y証人）や業務日誌では、令和4年10月11日に圧力ポンプが故障し、修理をしている。

しかし、書類は11月16日から修理をし、12月2日に完成となっている。担当者や株式会社エス・ティ・産業、繁永氏は書類に間違いがないと証言していた。

当時の古市産業課長は、起案書に決裁をしており、履行確認書に検査員として記名、捺印をしている。古市元産業課長は、当時忙しく、現地確認や現物確認をしなくて書類を作成したと証言した。

ただ、履行確認書の立会人に2人の職員と株式会社エス・ティ・産業代表取締役、繁永千榮子氏が立会したとの記入があるが、現地確認や現物の立会いがなければ虚偽の書類を作成したこと

になる。

令和7年10月31日の証人喚問で、株式会社エス・ティ・産業、繁永氏と下田課長補佐は、令和4年10月11日に修理したことを認めている。

実際にフォークリフトを操作し、載せ替えた現場の人の話や、写真に当時散布業務をしていた共立メンテナンスの社員が写っており、その方々の証言や作業日報、交換したポンプや過去に載っていたポンプの形状、ボルト位置などを考慮すれば、10月11日に故障が分かり、その日に修理が完了し、架台の加工は必要がなかったと推察できる。結果、不適切な事務処理をし、不適切な履行確認書を作成したと言わざるを得ない。

また、業者から提出の日付は空白で提出され、職員が記入していた。

また、職員と業者との癒着や不正の可能性の内部告発、公益通報を対応しなかった前産業課長、古市氏や八野副町長は非常に大きな責任があると考える。

町長、副町長は、当時は百条委員会の調査を非難していたが、11月の委員会に参考人として出席したときは、不適切な事務処理があると認識されていた。また、新川町長は、「言語道断で行政処分の対象となる」と発言もされた。

このような問題を解決するため、執行部は内部調査をしっかりとし——第三者委員会、監査ですね、をしっかりととするべきであると考える。また、行政処分や刑事告発、損害賠償請求も同時に検討すべきと考えるということでまとめてます。

証言拒否等です。証人の出頭拒否、参考人の出席拒否の状況はありません。

証言の拒否の状況ですが、ユーチューブで八野副町長が、「これから以降、俺はもう答へん」とか何か言ってるのであるんで、それを書くかどうかというところなんでしょうけど、そんなことを書いてもただ単に受け狙いにしかならないんで、もう書かなくていいかなと。実際、暴れた発言をしていますけど、ある程度は答えてますんで、ここに証言拒否というふうな状況までは書かなくてもいいかなというふうに思っています。

3行目、虚偽の証言、自白の状況ということで、クローラー車の修理については、産業課、下田課長補佐、株式会社エス・ティ・産業職員、繁永氏は、令和4年10月11日に修理をし、事務処理の日付が違うと証言があり——「違うと証言があった」ということです。すいません、「あり」って。

ちょっとここ分かりにくいかなというふうに思うんですけど、当初は書類どおりあると。それが、10月11日に修理をしたという事務処理の日付とは違うという証言があったという、これもうある意味自白ということでいいんかなということで、ちょっと載せてみました。

それと、住民生活課、内山課長補佐から、起案日の作成については、14件の事後の処理、事務処理をしたと証言し、資料を提出、これも自白でいいかなと思っています。

それと、産業課、下田課長補佐は、元産業課職員T氏の印鑑を押印したと証言した。早く言やあ竹本さんの印鑑押したということは、証人喚問のときに言わされてました。ただ、それは書類を確認してもらうか、内容を言ってその後に押印したというふうに本人は言ってました。これは、竹本さんとはちょっと意見の違いはありますけど、そういうふうな、ある意味自白かなというふうに思っています。

それと、記録の提出拒否の状況です。職員が長期休暇のため資料提出拒否とは認定したいが、住民生活課の残業時間のデータ提出がされていない。見つかり次第となっているということで、令和7年、これ12月4日に報告しようと思ってますんで、12月4日時点で未提出ということで書いています。

次のページです。

調査経費ということで、令和7年で、当初6月18日の議決で100万円以内というふうにしてましたが、9月19日の9月議会で300万円以内ということで修正をして、変更議決をしています。

今までの経費です。費用弁償、委員が22万8,000円、費用弁償で証人等が9万円、旅費、証人の旅費が300円、手数料、郵送料が1万7,930円、映像加工が8万8,000円、議事録作成業務委託料が77万8,000円で、これはまだまだ出てきますんで、ちょっとこここの金額についてはもう少し修正はかかるかなというふうに思っています。ざっくりと今120万円ですが、150万円ぐらいにはなるのかなというふうに思っています。

その下については、その他で前回書いている内容を書いています。

先ほどお話ししたように、この後に資料ですね。資料は、先ほどの資料を添付しようと思っています。

それと、この中に書いていない一番重要な部分で、今日、監査委員さんにも来てもらっていますけど、監査の議決と監査委員さんの依頼、依頼内容、その部分が追加になります。

どこに入れようかなと思って、昨日もずっと考えたんですけど、最初のところに入れないといけないのかなという部分で、7番の前に入れるのかどうかなというところで、今、入れる場所が、ちょっと悩んで、監査委員さんのところを入れてません。依頼の分です。

監査委員さんの結果については、もう別紙でつけるというような格好になるかなと。先日、これで監査委員さんとお話をして、早ければ12日、遅ければ15日ということになりますんで、議会最終日の17日に皆さんに、最終報告書最初に添付と、添付書類というふうな格好で提出をし、その後終結という形になるのかなというふうに思っています。

全体の流れ、ざっくり、ばたばたで行きました。すいません。

監査委員さん、今の流れでよろしいですか。12日から15日ぐらいでということで。（発言

する者あり) すいません、マイク。マイクなかった。

○代表監査委員（小出 正貴君） ぶっちゃけたこと言いますと、日にちが足りません。

それと、百条委員会のほうが調査権が強くて、かなりの資料収集してまして、我々も今、追いつくように資料収集してるんですけど、到底追いつきません。ですから、百条委員会のほうで、今、拝見させていただいたんですけど、こういった立派な内容の、多分、監査報告書はできません、ぶっちゃけ。多分、我々がやれば1年はかかると思います。

ちょうど職員も今、年度が後半に入ってますので忙しくて、それは関係なく資料収集すればいいんじゃないかと言えばそれまでなんですけど、かなりアバウトな報告書しかできないと思います。項目によっては、監査中というような表現が出てくるかも分かりません。

それと、これ内部的なやつなんんですけど、うちの監査委員事務局も10月15日付で監査事務局長が替わりまして、初めてでございます。それと、もう一人の職員も、1年間休んでおりまして、今までの経過全然知りません。10月1日から勤務ということで。私も、来て、分からんながら加勢してるんですけど。

12日までとなれば、百条委員さんに気に入る——気に入るっちゃ言葉失礼ですけど、完璧な——本当にアバウトな報告書しかできないんじゃないかと思います。実際やれば、委員長にもお話ししたんですけど、あらゆる資料集め——外部の——と思ってるんですけど、そうすれば、悪いですが1年はかかると思います。

現地調査は、行くのは行ったんですけど。それが、この場をお借りしまして大変申し訳ございませんけど、そういったことでございます。10月12日までと縛りを受ければですね。

ですから、何遍も言いますが、百条委員会よりも——かなり進んでますので——うちは今から、第一歩から出発ですから。

監査は百条委員会と違って、監査独自の監査をやりますので、かなり調査権もそんなに強くありません。例えば、証人で呼んでも、相手が拒否すればそれ以上のことはできませんので。

おわびのような形になるんですけど、この場で大変失礼なんんですけど。

12日に何とか報告書を作ろうということで今頑張ってるんですけどということでございます。

○委員長（武道 修司君） すいません。もう本当に御迷惑かけて申し訳ないなって、こちらのほうが本当に申し訳ないなというような状況で。

○代表監査委員（小出 正貴君） 厚かましい言い方なんですが、こういったことはやっぱり珍しいんじゃないかと思うんですね。本来、監査に来てからじゃないですかね。

○委員長（武道 修司君） そうですね。私も全国のいろんな事例を調べましたけど、議会の百条委員会から監査に依頼した例はありませんでした。

通常、百条委員会があったとしても、監査は監査で例えば内部告発をした関係とか、あと、町

のほうが独自に調査をするということで監査のほうにということはあるかと思うんですけど、議会の百条委員会から監査をということはまずないかと思います。

我々も、通常というか、その予定はなかったんです、当初は。ただ、中間報告書を出しても、町長、副町長も理解もしないし、百条委員会がやってる報告の内容はでたらめだというふうなこともありましたんで、第三者の目——本来なら、そこで町執行部のほうが監査のほうに依頼をするというのが筋なんでしょうけど、そういうこともしない、第三者委員会も立ち上げないということで、認めないとということだったんで、今回無理を言って、監査委員さんに御負担をおかけしたかなというふうに思っています。

ただ、今この時点になって、町長、副町長も、職員の不適切な処理とか支払いに関しても重複してたというふうな認識も今になって認めてきましたんで、それやったら最初に認めてくれときやよかったのになということはちょっとと思いますけど。

我々も、そういうような形で公平性を持ってやってるという証明にもなりますんで、監査委員さんには御負担おかけしたかなというふうに思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。本当にありがとうございます。

○代表監査委員（小出 正貴君） それともう一点が、委員さん御存じだと思うんですけど、監査委員の場合は独任制なんですね、農業委員会とか教育委員会のように委員会制ではありませんので。

築上町の場合には2人の監査委員がいるんですけど、それぞれの考え方、それをまとめて意見書を作るちゅう形になるんですけど、ただ、もう一人の監査委員さんがかなり忙しい方で、実際、本来、現地でお互い確認してするのが本当なんですが、現実的にできません。ですから、我々としてもその都度報告はしてるんですが、ちょっとそこのところも日数がかなり要するというような形になると思います。

できれば見ていただいて、これでいいのかということで、私の考え方ともう一人の監査委員の考え方がまとまればいいんですけど、またそこにずれが出てくれば、どういった形の報告書を書くのかというのもちょっと疑問点はあるんですけど。

私もこれ初めてなことですので、受けるほうは職員時代受けたんですけど、逆の立場になるとかなりこれ、大変いい経験をさせていただいて、勉強になっております。

以上でございます。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。

それでは、皆さんのほうから何か御質問等があればお願いしたいんですが。（「今の件に（聴取不能）」と呼ぶ者あり）吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 最終報告書に——言い方が、すいません、悪くなるかもしれません

せんが——間に合わせるために監査の内容出してもらうというのはすごい理解できたんですけども、逆に、最終報告に間に合わせれば、もうそれで監査も終わりって認識でいいんですか。調べなきやいけない部分が残ってる部分は、監査としては調べていくつもりなんですか。百条とは別の流れで行くの……。

○代表監査委員（小出 正貴君）（聴取不能）としては、監査としては全然、百条委員会の資料は参考にして（聴取不能）と思うんですけど……。

○委員長（武道 修司君）すいません。マイク、もしよかつたら。

○代表監査委員（小出 正貴君）監査は独自の考え方で監査をしますので、本来であればこれを参考に——私はたまたま傍聴しますから、大体、できる限り傍聴しますから頭の中に入ってるんですけど、本来であれば、もう白紙の状態で監査するのが本来の姿じゃないんじやなかろうかと思うんです。

ですから、何もなければ、契約書とかいうのを見れば、全然、正しい契約書と思うんですけど、たまたま傍聴する中で、こういった見る中で、ちょっと後づけで書類を作った傾向があるんじやなかろうかということが考えられますので、そういった分も調査していくかにや悪いもんですから。

○委員（13番 吉元 健人君）僕の質問が悪かった（聴取不能）。

○代表監査委員（小出 正貴君）ですから、これで、私としては打ち切りたいというのが本心でございます。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君）ほかに。（発言する者あり）中身の部分で（聴取不能）。（発言する者あり）吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君）すいません。クローラ交換の分なんですけども、この書類を見ると、基本的に日付が違ってたのを認めて、要は、僕は全くしないとは言えないとは思うんですけども、ただ交換作業は多分メインでやってないのは明らかなんで、その辺がすごく——すいません。一生懸命言葉も選んで作っていただいてるとは思うんですけども、そこはすごく分かりにくいというか。日付を改ざんしていたという内容にしか分からないような表現に感じ取れないかなとはちょっと思ったんですけども。（「今のに関連して、私もいいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（武道 修司君）宗委員。

○副委員長（宗 裕君）クローラの圧力ポンプ交換については、現場にエス・ティ・産業から派遣された1名の人間と散布作業を行っているシダックスの複数の社員がいて、どちらが主体的に主となって作業したかってのが事の本質だと思ってて。

下田課長補佐とエス・ティ・産業の繁永氏は、自分たちが主体的に主に作業して、たまたまその場にいた作業員の方は手伝っただけだっていうふうに主張してるんですが、我々がシダックスの関係者から聞いてるのは逆だということで、吉元さんが今おっしゃってたのは、その点がこの

文章からは読み取れないんではないかという御指摘だと私は思ったんですが。

○委員長（武道 修司君） 39ページ、見てください。ここ、ちょっと読みます。

令和7年10月31日の証人喚問で、株式会社エス・ティ・産業、繁永氏と下田課長補佐は、令和4年10月11日に修理したことを認めている。実際にフォークリフトを操作し載せ替えた現場の人の話や、写真に当時散布業務をしていた共立メンテナンスの社員が写っており、その方々の証言や作業日報、交換したポンプや過去に載っていたポンプの形状、ボルトの位置などを考慮すれば、10月11日に故障が分かり、その日に修理が完了し、架台の加工はなかったと推察できるというふうなことでちょっと書いたんです。

ただ、ここが微妙なところで、どちらが主にというところが書きにくいかなという。それぞれがどちらも主にというふうにしてるんで。（「委員長」と呼ぶ者あり）宗委員。

○副委員長（宗 裕君） もう委員長が御苦労してくださった文章に、何かこれを言うとけちをつけてるみたいになるんで言いにくいんですけど、これだけだと、なぜ架台の加工作業が必要なかったかってのが分かりにくいんですよね。

この辺も、10月11日に修理したことは認めてるんですが、下田さんとエス・ティ・産業は10月11日だけじゃないって言ってるんですよね、未だに。それ、先週から、もっと長い日数がかかって修理したって下田課長補佐と繁永さんは言ってる。工場に持ち帰って、架台の加工までして、その分の代金も請求して、頂いてるって証言してるわけですが、実際の現場の作業員の方の証言は、それは全部うそっぱちであると。10月11日に故障が分かって、その日1日で自分たちで直したって言ってるわけです。

そこはこの報告書には書かれてないですから、我々はもう百も承知ですから、百も承知で読めばそれが分かるんですけど、これは今言ったところが書かれてないから読み取れないと思うんです。架台の加工がなかったっていうの一番問題は、加工の必要がないのに。

○委員長（武道 修司君） 請求してる。

○副委員長（宗 裕君） 契約してお金を支払ってるっていうところまでは、この報告書の中には書き込まれてないですから。

○委員長（武道 修司君） 証人喚問のときに下田課長補佐が言っているのは、「多分」という話します、多分その前に誰かから聞いた、誰かから修理をちゅう。誰もいない、誰も修理を依頼もしていないのに、10月11日前に現場に行って、見た。誰も連絡をしていない。現場に行って、見たのに、現場にはクローラ車は行って作業はしていない。これは作業日報で全部分かってるんです。現場の人たちもそう言ってるんで、その前はないんで。

そのときに、証人喚問のときに下田課長補佐が、多分、多分みたいな言い方をしてたんで、多分の話はせんでくれということは言ったんです。そのときに、分かりましたということで、多分

の話はもうその時点でないというふうに私は認識しています。

それと繁永氏に関しては、A、B、Cのホワイトボードで説明をしました。だから、架台の加工は必要ないんですという話をしたときに、繁永氏は、もうそれならそれで、何か分かったみたいな言い方は最後したんです。

ということは、もうこういう書き方をすれば十分かなというふうに私は判断をしたというか、書き方とすればね。だから、「架台の必要がなかったと推察できる」、「なかった」でいいかもしませんけど。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今日のこれは議事録も残るし、後日ユーチューブで公開される会議なんですよね。

○委員長（武道 修司君） いえ、ユーチューブはもう会議は出してません。

○副委員長（宗 裕君） ああ、事務打合せは出さないっていう（聴取不能）。でも、これ議事録できるんですか。

○委員長（武道 修司君） 議事録はできます。

○副委員長（宗 裕君） 了解しました。

そういう議事録が残る公の席での委員長判断が今なされたんで、はっきり分かったのは、委員長と私の判断が少し違うなってのは分かったんで。

ここは、委員会は私一人で決める場ではなくて、全体、全員で協議して決める場ですから、私はほかの方の意見も聞いてみたいなと思います。

○委員長（武道 修司君） そうですね。それか、今、この書き方として、こういう書き方がいいよとかいうのがあったら、教えていただければ、全然修正はできますんで。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 事細かにこの報告書にそこまでは書き込めないでしょうけど、今の委員長の判断を前提にすれば、私もこういう文章かなと、それは思います。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すいません。僕もそこは理解してるんですけども、すごい細かく言うと、多分、うそ、虚偽の内容のまま終わるおそれがそこに僕はあると思ってるので。

というのが、11日に認めたけど、その前にしたと2人は言い切ってるので、ないことを僕らが認めたことになるじゃないですか、そのままだと。ないと断定してないですよね、今の時点で。あの人たちは、その修理をした証明の前に、8日だったと思います、土曜日に、わざわざ休みの日にみんなで出ていて、架台を持って帰って、穴をほいで、なぜかまた、クローラに載せたか載せないか分からないんですけど、火曜日の業務に出てって作業員が見つけたというふうな流れになってるんです。そこを僕は、そんなつづく必要はあるのかないのかといったら、僕は必要あると思ってるんです。双方が対立してるので、中身が。

1日で終わってる作業のはずなのが、自分らの見積りの内容を通すために偽りの日にちが出でるので、僕はこれ虚偽だと思ってるんです。この前の発言、2人とも突然言ったことなんです。現地確認じゃなく、違う内容で行ったときに、たまたま皆さんで証言照らし合わせができる環境になったので、そのときにも——3人の委員さんいたんですかね。そのときに、今のシダックスの方々と下田課長補佐と現地で現物を見ながら照らし合わせをしたときも、そのままじゃないですか、何か。認めない状態のまんま行ったので、僕は虚偽を、うそについてると思ってるんですよね、今の時点で。

曖昧じゃなくて、うそについてると思います、2人とも、話を作つて。そうしないと、同時に繁永氏からと下田氏からあの日付が出るわけもないですし。しかも、田原議員が「事前にお二人で打合せしてないですか」というのを証人喚問の場で聞いたと思います、下田さんだったかな。していないと言ったのにもかかわらず、話を打合せしないと、だってもともとそんなことはないんですから、打合せしないとできないことなんです。

そんな細かいとこまでは言いたくは本当はないんですけども、これ最終報告ということは、百条委員会閉会するということなので、曖昧のまんま終わってしまう部分でもあるんじゃないのかな、もう明確なのに曖昧で終わるのかなというのが、僕はそこをすごいこだわりたいなと思ってるんです。だから、今さつき、そういうふうな表現をしてしまいました。

以上です。すいません。

○委員長（武道 修司君） 証言の中からいくと、下田課長補佐は、多分、多分みたいな話しかしてないです。確定の話をしてないんです。その前にあった、その前に多分、多分で、この前も現地に行ったときに、多分、多分なんですよ。

多分でいいけど、その多分って誰から聞いたんかというと、誰もいない。誰か覚えていない。クローラ車は動いていない。だから、もう、その「多分」、早く言えば勘違いか、うそを言ってるのか、その確定はできないんだろうと思うんです。

それがあつたんで、証言のときに、多分という話はこの場ではしないでほしいというふうなことで、分かりましたということで下田証人はそこで認めてるということになると、その「多分」という10月11日以前の修理は本人の記憶違い、ないし、「多分」という話の部分はもうないというふうに認識をしていいのかなというふうに思っています。

繁永証人に関しては、架台の加工は必要がないですよということで言ったときに、もうそれならそれでいいというふうな言い方をされたんで、証人喚問での証言の中での言葉を生かすとなれば、その部分はちょっと当たりにくいというか、触りにくい部分になるのかなというふうにちょっと思ってます。すいません。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 僕、この写真に関しても、全て後づけでもあるでしょうし、エ

モトタケさんとかいう方の写真とかは、絶対に後日撮らないと撮れないんですよね、完成した後じゃないと。

そういうことって、全然、表にも出てないですよ。要は通るための書類を作ってるんで通ってるんですけども、そもそも通したら駄目なんですよ、していないので。壊れたから修理で来て、点検のところでもうできないとなったものを、ほかの者が直して、まずそこで請求がかかること自体がめちゃくちゃなので、そこが何か薄くなつてないかなと思ってですね。

現実、架台の、やってないというのは書いていただいてるんですけども、そもそも小額かもしません。町のお金からすれば17万円とは少ないかもしれないんですけど、これはすごく明確にいろんな証言の照らし合わせができたので、しっかり文章的にこのぐらいに納めなきやいけないんでしょうけれども。

どう説明していいんですかね。

もう終わつてしまつて、一番、こんなやつってそのままないがしろになるのかなと僕は思つてしまつたんですよ、金額的にも少ないし。結局明確になつてないですよね、今の時点。明確にできないのかもしれないんですけど。ただ、何で明確にできないかというと、下田氏、繁永氏と現地の方、書類等々、疑義がめちゃくちゃあるのに、そこが明確にこつちもできない部分があるんじゃないかなと思ってですね。すいません、そこがちょっと。伝わらないかもしれないんですけど。

○委員長（武道 修司君） 気持ちは分かるんですけど、ただ、今の証人喚問とかそういうところで、基本的には、10月11日以前に関しては、もう、ないということで2人は受けてるんだろうと思うんです。「多分」という話はせんぐれと話したら、分かりましたということで言ってるんで、それはもう。

○委員（13番 吉元 健人君） 委員長、でも、それやつたら、この前の話のときに下田さんはあんだけあそこで食い下がるはずですよ。あなたたちがおかしいという表情と表現だったと僕は認識してるんですけど。

○委員長（武道 修司君） 現地、この前行つたときね。後の話ね。

○委員（13番 吉元 健人君） あれはたしか証人喚問の後だったと思うので。

○委員長（武道 修司君） それはもう調査の中での話じゃないからですね、この前は。たまたま偶然に現地の人たちも来てもらいましたけど、正式な百条委員会での話じゃない部分もあるんですね。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 最終報告の委員会としての判断の取りまとめは、当然一人一人の意見が違うんで、今みたいな激しい議論が今日はあるだろうなと私は予想してましたし、そういう議論の中で百条委員会の結論出さなきやいけないと思ってたんです。

それで、私と吉元議員と武道委員長はある程度見解を出したんですけど、この件に関して、工藤委員と池亀委員の意見もぜひ聞きたいんですけど。みんなの総意で決めることですから。

○委員（5番 工藤 久司君） 開会前に、委員長には最終報告書をここまでまとめてくれたことに関して非常に本当に御苦労されたし、大変だったろうなというのは思います。

先ほど、委員長のほうからずっと読む中で、また今、吉元委員からもこういうふうにしたほうがいいんじゃないかなろうかというのは、どちらも、今、聞く限りでは必要ではないかなと思います。もう少し詳しく疑義があったところをここに載せるべきだろうって、私ちょっとそこはそういう意見です。

ただ、委員長がここまでまとめて、我々はこれを見たら、ああ、こういうことだったんだろうなというのを理解できるんですが、これを町民の方々が目を通したときにどう理解するのかというと、そこまではなかなか読み切らん部分があると思うとなると、そこは最終的には皆さんの意見で決定していいんじゃないかなと思います。

本当にもっと激しく書いていい部分もあるような気はするんですけども、そこらあたりは皆さんの総意でいいんじゃないかなと思います。

○委員長（武道 修司君） 池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君） 武道委員長がまとめていただいて、本当に感謝したいと思います。

最終的には、先ほど武道委員長がおっしゃったように、私、最後の新川町長のとき来てないんですけど、先ほど武道委員長が言ってたように、中間報告のときと比べると、行政側もある程度非を認めて、百条委員会としての任務がある一定果たせたのではないかなど。

だから、よくまとめられている文章じゃないかなと思います。ありがとうございました。

○委員長（武道 修司君） ちょっと今いろいろと話をしている中で、10月11日以前に、10月の31日の証人喚問のときの話ですよね。その部分を、こういうふうな発言もあったということを記入しましょうか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） あつたというのは、百条委員会での個別の委員の意見ではなくて、参考人あるいは証人の発言をもうちょっと詳しくって意味ですね。

○委員長（武道 修司君） それを書くけど、こっちが今度、それはもう「多分」みたいな話はせんでくれちゅう話をしてるからですね。

○副委員長（宗 裕君） ちょっと別の角度の話をさせてもらっていいですか。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） この圧力ポンプの載せ替えの問題の本質は、先に工事が終わってるのに、後から書類を作って、後から検査をした、確かにこれめちゃくちゃ。

○委員長（武道 修司君） まずこれが1つですね。

○副委員長（宗 裕君） それ、めちゃくちゃなんんですけど、もうそれRDF施設では、証言によると14件もあったということで、これから先は私の憶測ですから報告書に載せる必要はないんですけど、うちの町ではそういう事務処理が常態化してて、今、表に出てきてるだけではないと思ってるんです。ちょっと脱線しました。

先に工事が終わってるので後から書類を作ってるところがクローラ車の圧力ポンプの問題の本質ではなくて、契約内容に見合う仕事が実際に行われてるかどうかという点が、私、問題の本質だと思ってて。ほかの案件はぎりぎり契約内容どおりの仕事は行われてるという。つまり、先に工事をやってしまって、その工事の内容に従って、後づけの日付で書類を作ってるっていう証言、説明に今のところなってるわけですよ、ほかの案件は。

これに関してはそこが違うんですよね。つまり、見積りの仕様書の内容から始まりますけど、見積書の仕様書の内容にやってもない工事が入ってるってところが、私、問題の本質だと思ってて、先に工事が終わってて、その工事の内容を例えば作業日数とか作業内容とかいうのをなぞるように後から作ってるんであれば、職務怠慢、書類を後から作りましたってレベルですけど、この案件に関しては違うでしょう。後から書類作るときに、やってもない仕事入れて、少なくとも水増し請求してるんですよね。これにはっきり書いてるじゃないですか、架台の作業はしてないって。だけど、仕様書から始まる、つまり起案書についての仕様書です。最初からしてない作業を水増しして起案して書類を作ってる、極めて悪質な詐欺の事案だと私は思ってるんです。そこまでこれは踏み込んで書いてないですから。

ただ、委員の総意として、そこまで踏み込めない、踏み込まないって判断であれば、私は少数意見ですから、委員全体でここまで書こうね、書けるねっていうのを決めるのがこの会議ですから。ただ、その問題提起はしたいと思ったんで、この件に関しては日付の問題よりそっちが大きいんです。

○委員長（武道 修司君） 私もそう思ってるんです。だから、書ける範囲の中で書きたいなということで、架台の加工の必要はなかったということを書いたんだけどね。

○副委員長（宗 裕君） あえて発言させていただきましたけど、どうやら私の今述べた事実認識は、全員ではないかもしれませんけど、こここの委員の多数意見のような気がしました。それは違うだろうって意見は今なかったんで。

ただ、そういう委員の中の事実の認識を前提として報告書に公表する、公に公表する報告書として書くのならここまでだなって判断、私はそれ、委員会としてはあり得ると思ってるんで、そこが今日の議論の本質だと思ってるんで。委員長はここまでだろうとおっしゃってるわけで。

ですから、ほかの方の意見、私はもうちょっと踏み込みたいんだけど、委員長と私の2人で決

めるわけじゃないから、ほかの委員の意見も聞きたいんですけど。

○委員長（武道 修司君） この言葉をここに入れてくれとか、こういうような言葉にしてほしいとかいうところがあれば、言っていただければ、それを皆さんで協議して、その言葉に換えようとかこうしようとかいうことができるのかなというふうにちょっと思うんですが。

今日の今日すぐにこれをというのは難しいとは思うんです。ほかの部分もありますんで、ちょっと読み込んでいただいて、12月の1日の日に、ある程度、再度すり合わせをして、それで出来上がったものを2日の日に最終決定ができればなという。12月2日に最終決定ができなければ、12月3日の日、再度ということになるかなという。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 確かに、委員長が昨日の夜中にLINEで原案送ってくださってましたから、私、寝てましたから、すいません。朝起きてから、一応、ざつとは目を通してきましたけど、まだ私も十分に読み込めてるわけではないですから、今日全て意見を出して。

○委員長（武道 修司君） いや、もう無理です。

○副委員長（宗 裕君） これもちょっと言い過ぎですけど、私、文章読むの速いし、文章読むの得意だから、割とちゃんと読んだつもりなんだけど、今、目にした文章でここまで御意見を求めるのはちょっと時間が要るかなと思うので。

○委員長（武道 修司君） いや、もう無理だろうと思います。

○副委員長（宗 裕君） ただ、現時点でそれぞれの委員の意見や判断があれば、ぜひ聞かせてほしいです。私も、自分はこう思うけど、ほかの人の意見も聞いた上で委員の1人としての意見を言いたいと思ってるんで。今んとこ、私個人の意見ですが、ほかの方の意見を聞けば、いや、それもそうやね、こういうんでいかがですかというふうに私は考えは変わるべき、変えたいと思ってるんです。だって、私一人の意見を反映するわけじゃないから。皆さんがどこまで思ってるのかなって聞いた上で。

○委員長（武道 修司君） 私もそうです。別に、私が原案作ったから、これやないと悪いよという話は一切するつもりはありませんので。私も文章力がどこまであるかちゅうても、そんな自信がないんで。ここはこういうふうな表現のがいいよとか、この言葉のほうがいいよとか、この文章自体はこういうふうに換えましょうやとか何か言っていただければ、もう全然。それを今度、皆さんで協議をして決定すればいいかなというふうに思ってます。換えちゃいけんよとか、そんなん全然思ってませんので、どんどん換えてください。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 委員長が呼び水のような発言をしてくださったんで、調子に乗ってしゃべっていいですか。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 全般的なことを申し上げていいですか。

まず、ページ番号が全然違ってるのは、最終的にページ番号をそろえるおつもりだらうと思ってるので。

○委員長（武道 修司君） そうです。

○副委員長（宗 裕君） ページ番号は、これ、そろえてないんだと思ったんで、これは最後に確認してそろえていただければと思ったんで、一応指摘させてもらいます。

それと、本人の実名を出した分とアルファベットにしてる分は、我々は議論の過程の中でこういう考え方でてある程度共通認識あると思うんですけど、この報告書の中にその説明は今のところ入ってないと思うんです。それはどっかで、委員会でこういう考え方で実名の方とアルファベットの方にしてるってのは、その説明は入れたほうがいいんじゃないかなと。正確には覚えてませんけど、この範囲は実名で、この方はアルファベットって、私も以前協議して、それはそれでいいと思ってるんですけど、説明入れたほうがいいんじゃないかと思ってるんですけど、どうですか。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） そもそも、何で太新はTになったんやったですかね。

○委員長（武道 修司君） 申入れが出てきてないから。エス・ティ・産業と古市前課長が公表すべきちゅうて文書来たんで、公表するちゅうことは、本人たちは名前を実名を出していいという前提だろうということがまず1点と、新川町長からも来てたんで、新川町長が出すということは、管理職には、当然、管理職ですから責任があるから、管理職については実名でいこうと。

ただ、一般職、係長以下に関してはイニシャルでいきましょうということで、6ページの第……。（「記載あるんですか」と呼ぶ者あり）6ページの第15回に、古市前課長と繁永さんのこと（聴取不能）書いてないんですけど、係長以下はイニシャルで表記という。

○委員（13番 吉元 健人君） ああ、括弧書きで書いてありますね。

○委員長（武道 修司君） はい。これは皆さんで協議をして、ちょっとしてます。

それと、最終報告の中に入れようかなというふうに思ってる文章が私ちょっとあって、皆さんも記憶があるかないか分かりませんけど、中間報告のときに、なぜユーチューブとかそういうのを上げるようにしたか、非公開をなぜ公開にするようにしたかという話を中間報告、議場でさせてもらったんです。その部分を最終報告のどっかというか、総括のところに入れるのがいいのか、どっかに入れないなというのはちょっと私思ってるんです。その部分がちょっと足りてないというか。私も、今、宗議員が言われるように、そのいきさつちゅうか。

住民の人たちからも、ユーチューブが出てよかったですという声もあるんですけど、中には、そこまでする必要あったなんかというふうな声もあるのも事実なんです。だから、そのときにその都度その都度説明はするんですけど、その部分をちょっと入れたほうがいいなというふうには感じて

ます。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私も同感です。委員長の説明でだんだん思い出しましたけど、我々もそれなりの基準と判断でこうしてるので、それは一定の理由が説明できれば十分だと。その説明、私は納得しますから。

項目を立てて、氏名や固有名詞の取扱いについて、動画の公表についてみたいな感じで、今のこととを委員長が代表して経緯を説明してくださったほうがすっきりするんじゃないですかね。つまり原則は、もともとは名前出したり動画の公開までは、あんまりそこまでは考えてなかつたんだけど、そもそも公開しろみたいなある意味要望みたいなものが町長あるいは古市さんあるいは繁永さんから来たから、そういうことならもうはつきり名前出したほうがいいねという判断が一つ働いたわけでしょう。役場の職員に関しては、町長がそういう方針なら、課長級以上は名前を出そうということですから。

また、動画の公開の経緯についても、その話が絡むわけで。私はもともと全部公開しろ派でしたから、ただ当初は全体は割と慎重だったから、何で秘密会にするんだって申入れ以降、我々の委員会全体の判断が大きく変わったと私も認識しとるんで、その経緯は私もぜひ書いていただきたいです。

○委員長（武道 修司君） 小出監査委員。

○代表監査委員（小出 正貴君） 監査委員の私が言うのはおかしいんですけど、議会、今、固有名詞ちゅうか、会社の名前とか出しますよね。これ、整合性が全部あるんですかね。議会で流してやつとか、ユーチューブで流しますよね。その分では会社名を。

○委員長（武道 修司君） 出たり、出らなかつたり。

○代表監査委員（小出 正貴君） 出たり、個人名が出たり。

○委員長（武道 修司君） 出らなかつたり。

○代表監査委員（小出 正貴君） ですよね。ですから、これ、私がここで聞くべきじゃないと思うんですけど、監査報告の中にも、取扱いというか、質問があったんですけどね、職員から。出していいですかねちゅうけえ、それはもうユーチューブやら全部流しちょうけえちゅうことで簡単に話をしたんですが、今、宗副委員長の話を聞くと、ちょっと問題があるなちゅう気がしたものですから。

○副委員長（宗 裕君） 小出さん、その件に関して、私の考えを言わせて（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私は、今、さつき申し上げたことは、百条委員会としての委員会全体の判断を申し上げたんです。議員は、一人一人選挙で選ばれて、自分の信念と責任で私は議員活動してると思ってるんで、原則、本会議であろうと委員会であろうと、議員の発言や活動は私

は制限できないと思ってるんです。

ただし、世の中には一定の節度や、あるいは議会規則にも品位を守れとか誹謗中傷はいけないとか当たり前のことはありますから、そういう最低限のルールに触れた場合は責任取らなきやいけない、場合によっては議会で懲罰受ける、そう思ってるんです。

ですから、私は委員会全体と議員個人は違うと思ってるんです。ですから、私の一般質問や議案質疑では私の責任で名前を出して発言しております。同じように、百条委員会の中で名前を出しちゃいけないとか思ってないんです。私が間違えて、言い過ぎて名前を出してしまえば、私が責任を取ればいいと思ってるんで。ただ、私が言った名前を公表するときにどうするかってのは、一般質問の場合は私の自由ですけど、委員会の場合は委員会の一定の配慮とか考え要るんでしょうけど。ですから、議会で私が名前を出したことは私の責任だと思うんで、問題があれば私に言ってほしいと思ってるんです。

今、ここでさっき申し上げたのは、百条委員会全体としての公式の全体の取扱いをどうするかという議論をさせてもらってるんで、私は全体と個人は違うと思ってるんで、それが違ってても問題ないと思うんで、差し出がましいんですけど、その辺は、監査報告の場合は監査委員さんが独自に判断すれば私はいいと思ってるんで。

○委員長（武道 修司君） その件については、ユーチューブで編集をするときに、ピーとか何かしようかなと思って、最初やりかけたんです。ただ、もう無理なんですよ、もう、あまりにもやっぱり出てるから。

これはもう、私が責任を取るちゅう覚悟でといったら言い過ぎかもしませんけど、出して、クレームがあったら、その部分は消して、修正をして再度アップをやり替えるという作業でいいかなというふうにちょっともう判断をしました。そうしないと、ユーチューブをするにも、加工がもう、ちょっと無理というか。

音声が全然合ってなかつたんで、音声合わせるだけでも、結局、2時間あれば、その2時間を全部聞かないといけないんですよ、音を合わせるのに。なおかつ、それを加工してするってなると倍ないし3倍の時間がかかるって、2時間をするのに6時間以上かかるというか。だから、毎晩毎晩というような感じになってしまふから、そこで名前を消すという作業は到底もう無理だなということでそうさせてもらいました。

ただ、文章に関しては、議事録とかはもうそのまましゃべってる言葉なんで、全部出てます。ただ、報告書に関しては、そういうふうな一定ルールを決めようということで、当初、この中間報告書を作るときにそういうふうにルールを決めたんで、それはもうそれでそのルールに従つて行こうかなということでさせてもらっています。

全国的な例もちょっと見たんです。最終報告書ちゅうか、百条委員会の報告書、全国的な例を

見ると、やはりイニシャルでしてるケースとか、AとかBとかCとかで順番につけていったりとか、どちらかというとそちらのほうが多いんですかね。

イニシャルちゅうのは逆に分かる可能性があるというので、イニシャルはというところもちょっとありましたけど。ただ、A、B、Cでずっとつけていくと、今回対象者がすごく多かったんで、それはちょっと無理だろうということで、もうイニシャルでさしてもらおうちゅうことで。

職員からもそういうふうな話も来ました、イニシャルをやめてほしいちゅう、ある課長がですね。それはどうかなという話もちょっとありましたけど、最終的にそれをやり替えるというのは、現実的には厳しい状況があったんで、そういうふうに理解をしてもらって、イニシャルでそのままいっているという状況です。

あと、監査委員さんも報告の中で、名前を入れるか入れないかで、そこは監査委員さんの判断でしていただければと思いますんで、よろしくお願ひいたします。

私たちは、あくまでもそうやって町長からの申出があったので、課長、管理職以上に関しては、町長と同じ考え方といったらあれですけど、町を運営する立場から、管理職以上はということできさせてもらっています。よろしいですかね。

ということで、ここで文章の修正等も踏まえて、全て今からというのはあれだと思いますんで、吉元議員も先ほど言われた意見もあると思います。そういう部分も出していただいて、次回、その部分をこれに文章を変えるか、加筆をするか、どのようにするかというところをしていきたいなというふうに思いますけど、どうでしょうか。（「委員長、一遍（聴取不能）は重大だと思うんでちょっと発言させてもらって（聴取不能）」と呼ぶ者あり）はい。

○副委員長（宗 裕君） 41ページを御覧いただきたいんですが、住民生活課、清掃センターのところです。ここ主に、上半分は人件費の二重払いのことを報告しているんですが、ここ見ると、上から4行目辺りは、人件費分が重複して支払っているのではないかと質問したって書いてあるわけですよね。でも、答えもわけ分からんでおかしいというけど、段落の最後は、説明には少し疑問がある。

説明には疑問があるから、はっきりしないとは書いているんだけど、町長、副町長、企画財政課長も重複していることは認めているというのは、これ重複して支払っているのを認めているという以外には読めないと思うんですけど。これは重複して支払っているんじゃなくて、支払いは分からぬけど、作業が重複しているという意味ですか。同じ人間が重複しているという意味ですか。

○委員長（武道 修司君） じゃけえ、そういうのも含めて、この場合は重複しているということやったんで、支払いも重複しているという認識でいいんかなというふうに私は思っているんですけどね。

○副委員長（宗 裕君） そうすると、町長、副町長、企画財政課長も二重払いを認めているということになりますから、そうすると、46ページの総括の中ほどでは、人件費分を重複して支払っている可能性があるという総括になっているんですけど、人件費分を重複して支払っていると断言してはまずいんですか。町長、副町長、企画財政課長まで認めているのに、何で百条委員会の総括で、可能性というふうに表現を弱めなきやいけないんだろうかと思ったんですが。

○委員長（武道 修司君） これは確定するには、多分弁護士さんとかが入って、金額とかそういうものをしっかりと確定をしないといけないというのと、最終的には裁判所でいかないと、これは私たちが確定ということはできないかなというふうに。

一番最初、この調査委員会をつくった冒頭に、あくまでも調査で、捜査という部分に関しては一つの壁があるという話をしたと思います。先ほどのクローラーの件もそうだし、この件もほぼもうそういうふうになってるんで、ただ私たちが損害賠償とかできないんですよね、町がしないといけないんで。

だから、どこまでを町長たちが認めて損害賠償するかとか、そういうふうな部分でしか、百条とすればそこが限度の部分かなというふうに思ってたんで、ちょっとこういうふうな書き方をしています。

ただ、確実に断定ができるもの。町長たちはそういうような発言をしていますけど、実際、本当に法律でそこまでのことが確定ができたかというと、確定できていないんでというところです。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 委員長のお考えの説明、ありがとうございます。今の説明はよく理解できます。ただ、残念ながら私とは意見が違うなと思うんです。

私は調査の目的は、委員会の責任で何が起ったかというのは、起きた事実に関しては判断すべき、言い切れるところは言い切るべきだと私は思っているんです。ただ、委員長は、百条委員会の性質上、そこまではるべきでもないし、できないというお考えなんで、これはもうちょっと議論はしてもしょうがないと思っているんですよ、委員長の考え方と私の考え方、違うんで。

だから、ただ、私の考え方と違るのはここで発言しておきたいし、ちょっと言いにくいんですけど、ほかの委員の方も言ってくれないと、その辺、今まさに委員長のお考えは、百条委員会の調査の在り方の基本的な考え方を述べたわけですよ。その基本的考え方に関しては、全員が一致する必要はないんですけど、百条委員会としての考え方、書けという意味じゃないですよ、こういう考え方で調査をして報告書を書いたんだというのは、一致点を見いだしつかない。

私はちょっと意見が違ったんだけど、百条委員会としてはそういう考え方でやりましたって、私も言いたいですし、私の意見を押し通したいと思っているわけではないんです。ですから、はい。

○委員長（武道 修司君） 御意見。

○代表監査委員（小出 正貴君） （聴取不能） 私が意見言うのおかしいんですけど。

○委員長（武道 修司君） いえ、教えてください。

○代表監査委員（小出 正貴君） 47ページありますよね。9番の大項目の証言拒否等で、

（4）番か、これとは関連性がないですかね、職員が長期休暇のため。

○委員長（武道 修司君） いや、これは関係ないです。

○代表監査委員（小出 正貴君） 関係ないんですか。

○委員長（武道 修司君） これは、残業時間の書類を紙で出してもらったんですよ。そうしたら、令和4年は、4月から順番に、4月、5月、6月になっているんですよ。ところが、令和5年は、3月、2月、1月、逆から書いています。

ということは、後から作ったということが明らかな書類だったんで、データを出してもらうことによって、多分Excelだろうと思うんですけど、Excelの、いつそれを一番最初に作ったかとか、いつ更新をしたかとかいうのが、Excelのデータで分かるから、データを出してほしいということで、こうしたんですけどね。

あたかも、ずっとそういうような記録を取っていて、そういうふうな記録を基にその書類を出したんだというふうになっているんであれば、そこはちょっとやっぱりちゃんとしとかんといけんかなということで、データの元を欲しいということでしたんですけど、データの元は来ていないうところです。

○代表監査委員（小出 正貴君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今のとこ、ほかの皆さんどうですか。私も副委員長としてお尋ねしたいんだけど、委員会としてここまで踏み込めない、踏み込むべきではないというのが多数意見であれば、私も多数意見に従いたいと思っています。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） すみません、宗さんの質問に、これ、返答しているかどうか、間違ってるかもしれないんですけど、そもそもこのすごいタイトなスケジュールの中で本当にすばらしいのができてて、茶々は、僕は、本当は入れたいわけじゃないんですけども、そもそもこのスケジュール的に最初から難しい中で、皆さんやっていると思うんですよ。

ここから宗さんのさっきの深くいった、要はもっと詳しく言ったほうがいい、断定するとか、しっかりしたほうがいいとかいうところは、ある程度しないと、もう12月が終わりというのはもう最初から、始まったときから、ある程度いろんな内容で分かっていたところがあるので、本当はさっき武道委員長が言われていたみたいに、この書類をまず弁護士の先生に見てもらっての

ための予算でもあったと思うんです、最初の予算づけのときに。

万が一のときに入れれるような費用として、そういう金額も入れとこうよという内容だったと思うんですよ。そういうところも、やっぱりフィルターにかけずにそのままいってしまうんですから、宗さんが言っているところのリスクもあると思うんですよ、いろんな意味で。

僕も宗さんの意見とほぼ一緒で、僕らが個人個人でする分は自分の判断でいいとは思うんですけども、百条委員会は皆さんでやっぱり話す場でもあるので、僕はもうちょっとさっきの意見からさせていただけるならば、もっと断定して、強い表現でというのを本当は望んでいるんですけども。

というのが、ほとんどの町民の方と百条委員会のことについて聞かれると、要は、あんたたち、何がしたいんかというふうに言われるんですよ。職員の人たちも大変やろうと、町長、副町長が言われる重箱の隅をついているだけやろうというふうな認識の方のほうが、残念ながら多いんですよ。

だから、これのままだともっと中途半端に終わってしまうんじゃないかなという感覚があるので、すみません、本当は今までの僕ならこれでいいって言ってたと思うんですけど、そういう自分に背景があったので、皆さんのことにもなると思ったので、もうちょっと細かく詳しく断定できるところは断定してやったほうが、もう本当に最終報告でこれで終わってしまうので、触れていない部分も多々あると皆さんお気づきだと思うんですけど、その期間の中でやらなきやいけないというのもあったので、途中からもう要点を絞ってやったじゃないですか。

だから、要点を絞ったんなら、絞ったところはもうとにかく自分で断定できたり、委員の皆さんがあんたで納得いけるのであれば、もうちょっと細かくというか、分かりやすくというか、町民の皆さんももちろん見るんでしょうから、そういう表現にできればなと思っています。これが悪いと言っているわけじゃないです、最初から。

以上です。

○委員長（武道 修司君） ちょっと私の言い方、説明が悪かったかと思いますけど、これを弁護士さんのほうで、私たちがリスクを負うか、負わんかの判断を弁護士にという話じゃなくて、例えば、これ町長がこういうふうに認めている、重複にしていると言っても、町長は認めているかもしけんけど、実際支払いができるのか、できないのか、それが本当に町長の言うことで、そういうのは処理ができるのかということに関しては、多分、町長1人の言葉でできないんですよ。

結果的にそれも、弁護士さんと相談に行って、弁護士さんといろいろ相談して、その中で、いや、これはやっぱ支払いをしないといけないですよねとか、請求しないといけないですよねと、損害賠償請求したほうがいいですよねとかいうものがあって、初めてできるものだろうと思うんですね。私たちが、これ町長がそう言ったからもう確定だというふうにはできない部分というの

は、その部分かなというふうに思っているんです。

だから、私たちが書いてしまうと、私たちに責任があるよとかいう話じゃなくて、実際、町長が言ったからもう答えが出たというふうなことにもならない、法律は、かなというところで、こういう表現になってしまったということです。池亀委員。

○委員（14番 池亀 豊君）意見を言えってずっと言われているんで。

○委員長（武道 修司君）お願いします。

○委員（14番 池亀 豊君）武道委員長の説明は、物すごく納得のいく説明だと思います。

確かに百条委員会としてどこまで書けるのかというのがあると思いますし、よくまとめられている報告書になっているんじゃないかなと、意見を言えって言われたんで、取つてつけたような意見ですけど、すみません。

○委員長（武道 修司君）工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君）今、吉元委員やら宗委員が言うように、確定しているんであれば、それは書くべきだと本当に私も思います。ただし、確定しているだろうというような表現になつてしまふ部分、それを委員長が配慮しながらこういう文章になったのかなとは思います。

先ほど吉元委員が言っていたように、じゃあ何がしたいのという部分は、最終報告書ではそこで確定、疑義というかこれは間違いだという表現を最終報告に載せて、じゃあ委員会は何がしたいのというところは、これに興味を持っている町民の方々は非常に質問があるんで、その先は本当に個人の、先ほど宗さんも言いよつたんですけど、これがこういう形で収まるんであれば、断定した部分とか、自分が思っている部分は、個人の責任として皆さんに公表するでいいんではなかろうかと思います。

私も皆さんの意見に、この件、機械のこととかも詳しくないし、皆さんについていくのが精いっぱいだったなというところがある中で、ああ、こんなことだという形で、いろんなものが分かったことに関しては、やはりこの百条委員会の意味というのはあったし、改善をしなければいけないという大きなきっかけになったんだろうと思います。

ですから、本当に逃げの発言かもしれませんけど、皆さんの意見に私も沿つてそれを協議をする。ですから、この最終報告書に、宗委員、また吉元委員がこういうことを付け加えたらどうかということと一緒に議論をして、時間がない中で最終報告にまとめるのでいいんではないかなと個人的には思います。

○副委員長（宗 裕君）委員長、考え込んでるけど、（聴取不能）。

○委員長（武道 修司君）いやいや、考え込んでないよ。全然考え込んでない。宗委員。

○副委員長（宗 裕君）ここは忌憚のない意見を言うべき場所ですから、私もリミッターを外して、私はこう思うって言っています。というか、議会ではいつもそう言ってますから、議会

で一番危ない男ですから仕方がないです。自負はあります。その代わり、自分の発言の責任は自分で取ろうと思っています。

ただ、ここは委員会ですからね、例えば、極端なことを言えば、いよいよ最後もめれば、ルールとしては多数決を取ってもいいんですよ。書くのか、書かないのか、どうするかって。

だけど私は、本当はね、私も過激な男だから、最終報告でもめたら、どっちの意見が通るか、多数決で取れって叫ぼうかとずっとと思ってたんですけど、今朝方、武道委員長のこの最終報告書を読みながら、考えが変わりました。これは個人の意見ではなくて、委員会全体の最終意見ですから、委員全員が納得いく内容を出すべきだと考えが変わったんです。

私はもうちょっと踏み込んで書くべきだという、今でもその意見ですけど、みんながそこまで踏み込めないっていうのを踏み込むべきではないと逆に思ったんです。みんながこれなら出せるっていう、一人の反対もなく出せるっていう内容にするしかないなと、今はそう思ってるんです。

ただ、何も言わずに、この内容、それはないでしょう。全員が言いたいことを言って、みんながここまで言えるって言ったのはこのラインだなっていうのを出して、最後は、委員会としてはこれでいきましょうってやるしかないと思ってるんで。

だから、最後まで言いたいことは言わせてもらいますけど、自分の意見を載せろとか通せとかいうつもりはないです。一人も反対のない書き方をしないと、委員会としては、今はまずいと思ってるんで。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 最終的には、この委員長が本当にずっと作っていただいたこれを、やはり私は尊重すべきだと思っています。その中で個々の意見があるんであれば、それはの中に、先ほど委員長も言ってたように、載せないってわけではないわけですから、それをやはり1日の日に意見を言って、最終的なもので仕上げて、全員が納得して、最終的には提出するっていうことでいいと思います。

○委員長（武道 修司君） 取りあえず、ちょっと今日いきなり見て、この文章はこうとかいうのはなかなかやっぱ大変だろうと思うんです。

上の調査をして、調査の判断というか、意見というかという書き方を書いているんですね。その部分と最終的な総括の部分と、かなりダブっているというのもあって、総括はもう少しシンプルでもいいのかなと思って、最初のほうシンプルで、このような問題はちゃんとやるべきだというぐらいのシンプルな感じでしてたんです。

ただ、それを今度すると何か、それこそ先ほどの吉元議員やないけど、総括でそんな感じかよちゅうふうになってもいけんかなちゅうので、調査のところの部分もダブってもう一回、二重で書いてているというか。

だから、ちょっとなかなかここは難しいところの書き方かなというふうに、私もすごい、まだこれ自分自身でも納得いって出してるという感じじゃないんですよ。今でもどうなのかという部分もすごく多いんで、取りあえずもう原案の原案ちゅう格好で、ちょっと皆さん読み込んでください。文章もおかしいとこ幾らでもあると思います。

それで、ちょっと修正をかけていきながら、また加筆をする部分もあったり、全然もうこれが正解というものではないと思っていますんで、そうしていただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、要望がございます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 委員長が発言しやすい発言をしてくれるんで言います。

私もそれを思ってたんですよ、総括とその前のとこの関係。委員長は、内容が重複していることを気にされていましたけど、私、それをやむを得んと思っているんです。ただ、私の要望です、総括のとこ、これは証言とか、実際にあったこととか、証言とか、そういうことがあったという事実認定ですよね。それと、委員会としての判断は違うと思っているんですよね。

総括は主に委員会の判断でしょうけど、その前のところの個別の案件のところは、こういう証言があった、こういうことがあったということと、委員会としてはこう判断するというところが混ざってて、どこまでが証言とか事実の話なのか、どっから先が委員会の判断なんか、ちょっと分かりにくいと思ったんで、そこははっきり読んでて分かるような工夫をしていただけるといいなと思ってました。

例えば、段落を変えて、こっから先は委員会の判断というふうに、文字の大きさとか何とかを変えて書く方法とか、あるいは、混じってても、委員会の判断は太字で書きましたとかいうふうに、はっきり分かるように区別していただけだと読みやすくなるんじゃないかなと。「と思われる」とか、書いてあるところが委員会の判断なんだろうなと思ってますしね。

そこを配慮していただければ、私は、重複はもう、こっちの思いを伝えたいんだから仕方がなくて、この短い時間ですっきりまとめるのはもう無理だと思っているんで、そこは何か工夫があって御配慮いただければと思うのと、もう一点。

47ページの9番の証言拒否等の（3）の虚偽の証言、自白の状況というところがあるじゃないですか。これ、私はずっと委員会に出てますから、何となく分かるんですけど、ここの3つに出てるのは、虚偽なのか、自白なのか、虚偽だとすると何人、どこが虚偽なのか、自白だとするとどういう事実の自白なのか、これだけ見るとちょっと分かんないんで、そこはもうちょっと工夫していただけたとと思いました。

○委員長（武道 修司君） 私もそう思っているんです。これ、なしってしたくなかったんですよ、

自白をなしに。前回もそうですけど、なしだったんですよね。なしじゃないのよ、途中で変わつたちゅうことは、自白したちゅうことやろうと思うんで、14件、後で処理しましたちゅうのも自白だろうと思うんです。

○副委員長（宗 裕君） 悪いけど、私が追及してそれ（聴取不能）から。

最初は認めてませんでした。

○委員長（武道 修司君） でも、それも、じゃけえ自白ですよね。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） そこは本当に私も思ってて、何か分かりづらいなと。でも、最後の総括で、やはりいろんな個別の案件をしっかりと適切に、また、委員会の中の最終報告としてまとめて、結果的に、町長、副町長、その前にありますよね、職員と業者の癒着の可能性とか、公益通報がどうだとか、町長、副町長も不適切な処理が認識された、言語道断とか、いろいろな言葉のある中で、最終的に行政処分や刑事告発、損害賠償等も同時に検討すべきと考えるというのが、やはり最終的にうちの委員会の総括と意見ではないかなと思うんですけど。

ですから、その前に何でしなければいけないのかというところは、これぐらいに、ページは1ページ以上ありますけども、当然するべきではないかなと思うので、私は全然いいと思います。

○委員長（武道 修司君） ありがとうございます。今、ちょっと自白の件ですね、私もさっき自分でこれ読みよって思ったんやけど、違うと証言があったとかしましたけど、そこを自白に変えましょう、「と自白があった」と。2番目のところに関しても、14件の処理をしたと自白をし、資料を提出があったと。3番目の産業課の下田課長補佐は、T氏の印鑑を押印したと自白をしたか、確認してもらうか、内容を言った後に押印したと、ここは証言をしたというふうにしましょうか。そしたら、自白というのは分かりますよね。

○副委員長（宗 裕君） そこはもう委員長で配慮していただければ。委員長も同じことを考えてくださるみたいなんで。

○委員長（武道 修司君） 読みよって、ここ、偽証罪の話をしてるのかなという感じも取られるなと思って、ちょっとそれを私も気になつとつて。修正をしましょう。

それと、あと全体的に何か、ここをというの何かありますか。いいですかね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（武道 修司君） なら、皆さんいいですか、1日の日。今後のスケジュール、事務打合せに行きたいと思います。

流れとすれば、来週の月曜日、議会の初日があります。その後に全員協議会があります。全員協議会終了後になりますんで、多分お昼ぐらいになるんで、午後からという形になるかなと思うんですけども、1日午後からでもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）なら、1日午後からということで予定をしてください。

それと、多分その日に修正等があれば、それを修正をして再度ということになると思いませんで、2日の日、10時から予定を入れてもらってよろしいでしょうか。先日、局長のほうから送ってもらってたと思いますけど。そこで最終確定ができればいいかなと思っています。

そして、12月4日の日に報告をすると。あくまでもこれ報告でしていきますんで、そこで終結ではありません。12月4日に報告します。

12月10日、一般質問の終了後に、全員から、ほかの議員さんから質問を受けます。（「この会議場で」と呼ぶ者あり）いや、違います。全員協議会で。そういうふうにお願いを議長にしようと思っています。全協で質疑を、これはどういうことかとか、これはどういう内容かというふうな質問を受けたほうがいいかなというふうに思っています。

それで、皆さんに納得、いや、これはおかしいやないかという意見がなくて、皆さんこの最終報告書で同意いただけますかということで、全員が同意いただけるんであれば、一人でも反対がおれば別ですけど、全員が同意いただけるんであれば、最終日に同意を取るかどうかというところを皆さんと協議をしていかないといけないかなというふうに思っています。

やり方とすれば、2つあります。ほかにも3つぐらいあるんかな。基本的なところでいくと、議会最終日、17日に議決を取って、同意を取って、最終報告書のまとめという格好で終わらせて、その後に百条委員会の終結を議長から宣言してもらうやり方。それと、もう議決を取らなくて、もう皆さんに報告をして終わったんでということで、その議決を取らなくて、議長のほうから宣告で、もう百条委員会を閉会するという2つがあります。

じゃけえ、もうちょっとそこは質疑をやった中で、全員が、いや、これはもうちょっと同意せななというふうになればあれですけど、多分何人か反発をされている人たちもおられると思いますんで、同意が取れない可能性もあるんで、何人か反対があつてということをするよりも、それよりも、最終報告書をもって百条委員会を終結しますという宣言を議長にしてもらったほうがいいかなというふうにはちょっと思ってますんで。（「議会最終日、何日ですか」と呼ぶ者あり）17日です。

17日ですね、先ほど小出監査委員さんにもかなり無理をちょっと言ってますけど、このときに、冒頭、監査委員さんからの報告がありましたということの報告もします。最終報告書にその監査委員さんの報告をつけて、最終報告書のまとめとさせていただきますということは、まず、報告はしとかないといけないかなというふうに思ってます。

というのが流れです。何か御意見ありますかね。いいですか。もし何かあれば、また1日の日でも。

○副委員長（宗 裕君） また詳しく教えてください。何となくイメージできました。

○委員長（武道 修司君） 手続にしてはそういうふうな流れでいきたいなというふうに思ってま

す。

あと、全体通じて何かありますかね。池亀委員、何がありますか。

○委員（14番 池亀 豊君） いえ。

○委員長（武道 修司君） ないですか。吉元委員、いいですか。

○委員（13番 吉元 健人君） 大丈夫です。

○委員長（武道 修司君） なら、申し訳ございません。1日の日、本会議終了後、ばたばたで大変忙しいとは思いますが、そういうことで1日の日にこのまとめをしたいと思います。それまでに、いろいろと読み込んでいただいて、加筆なり修正なりを前もって言っていただいてもいいし、当日持ってきていただいても構いませんので、そういう形で進めていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひをいたします。そうしたら、よろしいですかね。

それでは、以上をもちまして、第26回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

小出監査委員、今日は大変長時間御出席いただきまして、本当にありがとうございました。

午後0時03分閉会

---